

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、その翌日)

目 次

◇ 告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定

土地改良事業計画の適否の決定 (七件)

土地改良事業の認可 (三件)

開発行為に関する工事の完了

◇ 告 示 狩猟免許試験の実施

告 示

鳥取県告示第八百八十三号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律 (昭和三十二年法律第四十一号) 第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則 (昭和三

十二年厚生省令第八号) 第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	名 称	所 在 地
昭和五十五年十月二日	株式会社太陽堂薬局倉吉営業所	倉吉市昭和町五〇二一

鳥取県告示第八百八十四号

昭和五十五年四月十四日付けで鹿野町から申請のあった土地改良 (鹿野地区ほ場整備) 事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百八十五号

昭和五十五年六月二十日付けで気高町から申請のあつた土地改良（瑞穂南部地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百八十六号

昭和五十五年七月十五日付けで三朝町から申請のあつた土地改良（東小鹿地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百八十七号

昭和五十五年八月二十七日付けで会見町から申請のあつた土地改良(会見(馬踊)地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百八十八号

昭和五十五年八月二十七日付けで会見町から申請のあつた土地改良(会見(妙見法城)地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の

二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百八十九号

昭和五十五年八月三十日付けで江府町から申請のあつた土地改良(日光(上井手)地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十号

昭和五十五年八月三十日付けで江府町から申請のあつた土地改良（日光（新井手）地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十一号

倉吉市農業協同組合から申請のあつた土地改良（半坂地区ほ場整備）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十月四日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十二号

北条町から申請のあつた町営土地改良（松神地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において

て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九十三号

岸本町から申請のあつた町営土地改良(清山地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取告示第八百九十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年三月五日 鳥取県指令受米土維第八百九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原字冲林ノ拾巻

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市上福原一八二五―七

森川商株式会社

代表取締役 森川房義

公 告

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号。以下「法」といふ。)第7条第1項に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施する。

昭和55年10月11日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受験対象者

鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 実施日時及び場所

実施年月日	時 間	試 験 場 所
昭和55年 10月31日	9時30分	倉吉市蔵城 中部総合事務所 大会議室

3 試験科目

- (1) 適性試験 (視力、聴力及び運動能力)
- (2) 知識試験 (鳥獣保護及び狩猟に関する法令、猟具並びに鳥獣に関する知識)
- (3) 技能試験 (猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別)

4 受験申込方法

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄の地方農林振興局長に提出すること。

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号) 第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書
- (2) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

5 申込期限

昭和55年10月27日

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

- (1) 狩猟免許手数料 2,800円。ただし、昭和55年10月31日において狩猟免許を受けている者で、これと異なる種の狩猟免許を受けようとするものにあつては、2,000円。

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

受験票及び筆記用具

8 その他

詳細については、鳥取県農林水産部造林課及び各地方農林振興局林業課にお問い合わせのこと。